



すが、農林年金の場合におきましてはその直前の、やめるときの俸給がベースになるというその二点は、私は、厚生年金よりもはるかに有利な制度であろうと思います。問題は、昨日もいろいろ御議論になりました、掛金の国庫補助率が厚生年金の場合は二〇%であり、農林年金の場合は一八%である、しかし、農林年金の場合は調整率その他の措置を講じておるところでございまして、二〇%と一八%そのものを比較すれば、その点は劣つておりますけれども、一八%につきまして、諸般の手当てをしておるという点を考慮すれば、制度そのものとしては、私は農林年金の方がすぐれておるのではないか、かように考えておるわけでございます。

○島田委員 それは、私が指摘したように、農林年金の方が有利だといういまのお考えについては私は反論がありますけれども、その時間がございませんから、私は、私の質問の趣旨、つまり、いま局長が言つているのは新法の比較においてそう言つておるわけでありまして、私は旧法とのこの格差をどうするのか、同じ農林年金という制度の中でこういう格差があつていいんですか、これを直すために二つの考え方がありますがどうですかと聞いているのでありますので、横道にそれたわけでありますけれども、その点はいかがですか。

○今村(宮)政府委員 絶対保障額の新旧法の取り扱いの相違につきましては、いろいろな経緯がございますが、その絶対保障額は現在恩給との均衡上から設けられておりましたために、確かに御指摘のように六十五歳以上のものの額は厚生年金の水準を基準としておりますけれども、対象となります年金者の年齢、たとえば六十五歳以上と未満との区分でござりますと組合員期間の長短、たとえば二十年以上と未満の区分でござりますとか、そういうことによりまして区分をされておりまして、新法の最低保障額に比べて、退職年金六十五歳未満のものをとりますと約二五%程度の差は、遺族年金も含めまして本年四月から約七%の

引き上げを行うこととしておりますが、さらに遺族年金については、昨年の寡婦加算に加えまして六十歳以上の者または六十歳未満であつても他の措置を講じておるところでございまして、

遣族である子がいる妻については、本年八月からさらに引き上げを行う、こういうふうな措置を講じておるわけでございます。農林年金そのものをとりまして見てみますと、旧法の絶対最低保障額

対象者というのはきわめて少ない数字でございまして、それが、恩給をとりまして申し上げますと約十万以上

の対象者がおるということをございます。それからもう一つは、先ほど政務次官から申し上げましたように、年金の算定は給付事由が生じた時点における制度によるべきであるという一つの原則がござりますので、農林年金そのものからその原則を打ち破り、しかも恩給対象者に影響を及ぼさないよう措置するということは条件としましてきわめて困難な事態があるわけでございます。

したがいまして、私たちとしましては、先ほど申し上げましたように、最低保障額の引き上げにつきまして、寡婦加算でありますとか、その他の措

置を講ずることによって、できる限りこれを是正するという努力をいたしております。

○島田委員 重ねて申し上げておきますが、新法の有利さといいますか、局長がおっしゃるそういう他の年金との比較においての議論を進めていく

過程でも、通年方式という方式に変えられる、退職年金においてそういう方式に変えたからこそ七

六・七%の対象者が、いわゆる救済された人たちがいるのであって、従来の救済方式でいくならば

も残つていきます。ひとつ十分検討を願つて、早急にわれわれが主張するような改正が行われるよ

うに努力を願いたいと思います。

ささらに第二点であります、スライド制の導入

というような問題はきわめで議論されているところであります。私は厚生年金と同じように賃金

スライドから物価スライドにすべきだ、こういうふうに考えます。それは比較をすればいろいろ優

劣はあります。それは比較をすればいろいろ優劣はありますけれども、私は当然そういう方

向でやるべきだ、こう思うのであります。それからもう一つは、先ほど政務次官から申し上げま

したように、年金の算定は給付事由が生じた時点における制度によるべきであるという一つの原則がござりますので、農林年金そのものからその原

則を打ち破り、しかも恩給対象者に影響を及ぼさないよう措置するということは条件としましてきわめて困難な事態があるわけでございます。

したがいまして、私たちとしましては、先ほど申し上げましたように、最低保障額の引き上げにつきまして、寡婦加算でありますとか、その他の措

置を講ずることによって、できる限りこれを是正するという努力をいたしております。

ささらに一兆円減税の過程で出てまいりました二ヵ月の繰り上げ実施ということによって四月か

ら実はこれが行われることになるわけであります

が、これは特例なのか、あるいはこれから先もこ

ういう方針でやろうというふうに制度上はつきりさせしていくというお考えに立つのか、この点ひと

つ考え方を聞きたいと思います。

○今村(宮)政府委員 第一点の賃金スライドといいますか、そういうものを物価スライド方

式に改めるべきではないかという御指摘でござりますが、これは私は一概にどちらが有利であるか

ということはなかなか判定しにくいろいろな問題を持つておるのでないかと思います。従来の

実績を見てみしても、物価スライドの方が、厚生年金の上げ幅の方が高いときがありますが、同

時に国公債等の国家公務員の賃金ベースアップに

なったような引き上げの方が有利な場合もござりますが、なかなか一概には言えない問題ではな

い。それから、同時に自動スライドの問題は、

いくべきだというふうに考えてますが、いきなりそういうのは実に冷たいではないかという指摘があ

るわけであります。私もまさにそういう考え方によれば、御主人ばかりではありませんが先立たれた場

合、遺族の立場で受ける年金というものはその日から五割になつてしまふというのは、こういう年金

といふべきだというふうに考えてますが、いきなりそういうのは実に冷たいではないかといふ指摘があ

るわけであります。私もまさにそういう考え方によれば、御主人ばかりではありませんが先立たれた場

合、遺族の立場で受ける年金の上では保障して

いくべきだというふうに考えてますが、いきなりそういうのは実に冷たいではないかといふ指摘があ

るわけであります

かがですか。

○今村(宣)政府委員 御指摘のとおり、遺族年金につきましての改善というものは私にも必要であると思っております。そういう意味合いでおきまして、五十一年度に寡婦加算を設け、五十二年度の改正におきましては改正時点の三ヶ月の繰り上げ、あるいは四月からの絶対最低保障額の引き上げ、あるいは六十歳以上である者または子供を持つております寡婦であります場合には本年八月からさらに二段ばねでこれを引き上げるという措置を講じておるところでございます。そういうことで、遺族年金の絶対最低保障額は大体五〇%から実質五六%相当の支給割合となつておりますが、今回の引き上げによりまして寡婦加算とあわせた遺族年金の絶対最低保障額は退職年金の絶対最低保障額の約六〇%、実質的には六〇%ぐらいまでいくのではないかというふうに見込まれておりますが、そこでございまして、そのようにして改善を図つたわけでございます。そのようにして改善を図つた遺族年金の絶対最低保障額は退職年金の絶対最低保障額の約六〇%、実質的には六〇%ぐらいまでいくのではないかというふうに見込まれておりますが、これは各年金とも並んで五〇%の支給とおどるところでございますが、問題は御指摘のように五〇%を六〇%、さらには七〇%というふうに引き上げるべきではないかというお話をございましょうが、これは各年金とも並んで五〇%の支給とおどるところでございますので、それを六〇%、七〇%に上げるということは、これは各年金共通の問題でございます。もちろんそういう方向の改善措置の努力を必要とするわけでございますが、あわせて実質的に先ほど申し上げましたような寡婦加算あるいはそれの引き上げ等によりまして実質的にこれを改善していくことともまた必要な制度共通の問題として関係各省とも十分協議しつつ努力をしてまいりたいと考えておる次第でござります。

○島田委員 制度的にはこの年金制度は他の年金に比べて大分改善されてきた、こういうふうに言えると思うのであります、しかし支給の額になればするほど他の年金に比べて低い。その原因はどこにあるのかという点はおよそ歴然としているわけでありますが、この原因を明らかにする

と同時に、改善の方策について農林当局の考え方を聞きたいと思います。

農政策の根幹の問題に触ればとてもきょうの時  
間帯で議論し尽くせない問題があると思うのです  
が、こういう認識だけはきちっと持つていかなければ  
いけない、私はこう思っているのです。政務  
次官、この点について一言いいですが、いかが  
ですか。

○羽田政府委員 農林年金問題の最後になりました  
が、厚生省からも来ておりますね。——健康保険  
組合、つまり年金制度の短期の制度の問題に若干  
触れておきたいと思います。

時あたかも健康保険の問題が国会の重要な問題  
として持ち出されているわけでございます。農林  
年金加入者の人たちになぜ政府の管掌する健康保  
険組合というものが育つていいのか、こうい  
う点について歴史的な幾つかの問題があるのであ  
りますが、農林年金には実は政府管掌の健康保  
険組合といふものは現在は一ヵ所もないわけであり  
ます。いろいろの理由がありますが、厚生省では  
こうした理由についてどのような見解をお持ちで  
すか。

○小島説明員 お答えいたします。

農協関係と申しますが農林漁業関係で独自に健  
康保険組合をつくっているのは、現在、東京を初  
め十四カ所ござります。それ以外の都道府県につ  
きましては、いま先生お尋ねのように政府管掌の  
健康保険の方に入つていただいておるという形にな  
つております。これは歴史的に見まして立法當  
初本則的なたてまえとしては、これは相  
互の連帯意識をもとにお互いに助け合いの精神で  
事業を運営していくということをございまして、  
組合制度が原則であるという考え方があつたよう  
でござります。組合をつくれないところはやむを  
得ない措置として政府が取りまとめて、一つの政  
府管掌の健康保険の組織をつくるという形で動い  
てまいりまして、現在まで組合数は千六百六十ほ

どになつております。それで被保険者の総数は一千百万程度かと思ひます。残りの方々の被用者を取りまとめて政府管掌で一つの組織をつくつておるわけでござりますが、その組合でない政府管掌一本になつておるところの被保険者数は千四百万程度になつております。ですから、現在、ちょっと私不勉強で農林漁業団体の職員の方々の総数を定かに存じ上げておりませんが、その中で十四の都道府県について健保組合がつくられておる、その方々の合計が被保険者数でございますと約十六万名くなつておる次第でござります。

○島田委員 制度の趣旨から言うと、本来は組合健保、自主健保がたてまえであつて、政府が管掌すべきものじやないという趣旨の御発言でございますが、これもきょうは時間がないものですから余り細かに議論をすることができないわけであります。が、実情だけを明らかにしておきたいと思うのです。

いま説明がありました、たとえば農林年金の主軸をなすと言われる全中の組合健保は日経連健康保険組合と一緒になつてやつてある、何で日経連と一緒になつてやつてあるのか私はその辺がわからぬのでありますが、そういう実態にある。また全農は単独でやつてある。あと政府の関係の中央農業団体というの農林年金そのものもございまし、それから農用地開発公団あるいは畜産振興事業団、八郎潟建設事業団あるいは糖価安定事業団、これらを合わせまして東京、つまり中央にある団体が二十団体ござりますが、こういうやり組合というの、ただ大きくすればいいというふうに単純に言い切ることは危険かもしれないが、やはり厚生省の三千名という基準ではこれはだめなんで、一万名ぐらいの規模にした健康保険組合といふのが望まれる理想像ではないか、こういう指導をやっていくことから言えば、やはりある程度大きくしていく必要がある。私は政府管掌

の健康保険組合というものが全国一本で育つていいといふことが望ましいと思うのですが、今度はボーナスからまで引くなんというようなことを言つてゐるわけですから、そうなればわれわれの

健康保険組合の比較からいってとても話にならぬから、政府管掌の方で一本化するなんということはもう考えられぬ、こういうことになつてしまふと思うのです。

私は、そういう意味で組合健保というものがこれから大きく育つていくための条件づくりが必要だ、こういうふうに思つています。厚生省はそういう考え方立つて指導すべきじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○小島説明員 お答えいたします。

組合の単位、最小限の人員が、法律の定めによりますと一つの事業所で組合をつくる場合には三百人以上、それから数個の複数の事業所にまとまって、先生お話しのようにいわゆる総合健保組合と言つておりますが、共同でつくる場合には五百人以上ということになつております。しかし最近の医療費の状況を見ますと、このような小規模ではとても動きがとれないということは先生御指摘のとおりでございまして、現在指導面では單一の事業所でやる場合には千名以上、組合の場合は三千名以上という形で指導いたしておりますが、先生お話しのとおり、最近規模の小さいところは重病の患者が出来ると途端に行き詰まるというケースもございます。したがつてわれわれはもう少し大きな規模についていく必要があるんじやないかとも考へておられますし、今後の政管、組合を通じましての制度のあり方そのものについては現在取り急ぎ見直しを進めておるところでございまして、その結果に基づきまして可及的速やかに必要な措置を講じてまいりたい、こう考えておる次第でございます。

〔菅波委員長代理退席、山崎（平）委員長代理着席〕

なお、関係審議会におかれましても、現在、この面での実質的な審議がこの秋意見具申を日程に

進められておるところでございます。

○島田委員 以上で農林年金の関係の質問を終わります。

大臣がお見えでござりますから、きのうの引き続きで農業者年金の関係でぜひ大臣から明確にしていただきたい点が四点ほどございますが、時間があとわずか十分しかございません。したがいまして明快な御答弁を期待するものでございます。

一つは婦人の加入問題であります。長々申し上げる必要はございませんが、これはきのうからの議論を通じまして、経営主のみの加入というような点については大変問題があるし、またそぞの広がり、そういう制度上の将来のことを考えるならば、これはもう急いで検討すべき事項ではないか、こういう指摘をいたしましたのに対し、昨日は局長から、この秋の研究会に詰つて検討を始めたい、これは当局としてはかなり思い切つた説明でありますし、私もそのことを素直に受け取つておられます。しかし、研究しただけで、研究を終わりましただけでは困りますので、これが制度上定着するような方向でかなり思い切つた考え方を構成改善局長はお持ちだというふうに私も理解をいたしましたけれども、この点について大臣からひとつ明確にしていただきたいと思います。

○長谷川国務大臣 昨日からもお話し申し上げましたとおり、ここで私は必ずお引き受けいたしましたとおり、ここで私は必ずお引き受けいたしましたといふことは申し上げかねます。

そこで、この秋に、もうこの秋だと言つてもわずかの間でござりますけれども、その皆さんはおつしやる御意見は最も関心を持っている問題です。

○森（整）政府委員

農業者年金の委託業務の推進につきましては、先生御指摘のように、業務の委託機関といたしまして、農協、農業委員会に毎年

委託手数料を重点的に引き上げてきておるわけでございまして、現在五十二年で一機関当たりの手

数料は、農協が約二十五万円、農業委員会が約十

三万円ということに相なつておるわけでございま

もう六年を経過しているのであります。どうも徹底を欠いている面があつて、いまひとつPR不足とか趣旨の無理解な面も末端にはあるようになります。

○島田委員 以上でありますから、業務委託費が五十二年度においてどういふうになつていていますか。実際の末端の業務委託をしておりますのは農業委員会と農協でございますが、どうもこの委託費が安過ぎる、こういう声が聞かれますし、それが

現実にはこうした制度の趣旨の徹底に問題があつたり、あるいはPR不足につながつたりしておられます。

○島田委員

三點目であります。業務委託費が五十二年度においてどういふうになつていていますか。実際の末端の業務委託をしておりますのは農業委員会と農協でございますが、どうもこの委託費が安過ぎる、こういう声が聞かれますし、それが

○島田委員 次に、制度が発足いたしましてから進められておるところでございます。

もう六年を経過しているのであります。どうも徹底を欠いている面があつて、いまひとつPR不足とか趣旨の無理解な面も末端にはあるようになります。

○島田委員 三點目であります。業務委託費が五十二年度においてどういふうになつていていますか。実際の末端の業務委託をしておりますのは農業委員会と農協でございますが、どうもこの委託費が安過ぎる、こういう声が聞かれますし、それが

現実にはこうした制度の趣旨の徹底に問題があつたり、あるいはPR不足につながつたりしておられます。

○島田委員

最後に、国民年金や厚生年金あるい

はその他の共済につきましては、福祉事業としては各種の施設の設置というようなことが、具体的に行われておるわけでございます。本農業者年金制度といふのは、発足後まだ間もないから、具体的にはなかなかこれが実施に移されるという段階にはなっていないのであります。本農業者年金制度といふのは、発足後まだ間もないから、具体的に法律上では福祉事業を行うことができる、こういうふうにされているわけでございます。しかし基金はまだこれを行つておりませんし、その段階に至つてないというふうなことが言われておるわけでございます。しかし、魅力ある年金というふうにされておるわけでございます。しかし、基金はまだこれを行つておりませんし、その段階に至つてないというふうなことが言われておるわけでございます。しかし、魅力ある年金というふうなことが昨日から盛んに言われておりまして、それは総合的に、単に離農する、農業追い出しみたいなそういうことを先行させてばかりいきますと、これは魅力がなくなるばかりか、そつぼ向かれててしまうということになりかねません。全体的にはいまの土地の買い入れとかあるいは売り渡したとか、あるいは融資事業などもようやく昨年から軌道に乗つておるような感じになつてしまひましたが、いまひとつ地元に積立金の一部を還元するというようなことを具体的に行うとうことによつて、魅力ある農業者年金ということになるのではないかどうか。こういう点から考えますれば、せつかく法の第十九条でこのことが明記されているのでありますから、もうそろそろこれを具体化していく段階に来つておるのではないかというふうに私は考えます。大臣、これはいかがですか。

なお、先般いろいろお話を出ております研究会においても、この問題の福祉事業のあり方ということについても検討を進めたいというふうに考えておりますので、この点については十分検討を加えてまいります。

○島田委員 時間が参りましたからこれで終わりますが、私は、わが党が考へて国会に提案をいたしました農業者年金との比較で昨日はおおよその時間を費して、農業者年金制度のあり方についてかなり突っ込んだ意見を申し上げたわけでござります。農林当局も必ずしもこの現状の制度に固執しているというふうに私は受けとめてはおりませんが、しかし、制度上かなり問題を含んでいるとまでは御認識を新たにしていただけたものと私は思うのであります。したがいまして、きょうその主要な部分を重ねて大臣にお尋ねをして、明確にしていただきたいわけでございますから、この点は、国会での答弁だけではなくて現実のものとなるよう、鋭意この制度の見直しに御努力をお願いいたしたい、このことを最後に希望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○山崎(平)委員長代理 新盛辰雄君。

○新盛委員 昨日からもう繰り返し繰り返しこの問題について議論がされておるわけですが、農業者年金基金が発足をして六年と四ヶ月、この間農業者年金制度は、四十九年、五十一年と二回にわたりて、法律改正によつて、より制度の内容の改善と充実が図られてきたのでありますけれども、年金給付水準の引き上げ等に関して、これに伴う保険料の改定、年金額への物価スライド制の導入、出かせぎなど短期被用者の年金加入への特例措置、一定の条件を満たす三十五歳未満の後継業者に対する保険料の軽減措置、後継者に対する経営移譲要件の緩和、すなわち使用収益権を認め、納

そこで、農業經營者の若返りと農地保有の合理化によって農業經營の近代化を進めて、あわせて農業者の老後の生活を保障する目的で生まれたこの農業者年金制度のかなめは、何といつても經營移譲年金だと思うのであります。しかし、この年金をもらうにはその名のとおり經營移譲が条件である。したがって、それだけにむずかしい問題も幾つかあるわけであります。制度の仕組みが十分にのみ込めない、あるいは制度の普及、加入促進などが現状ではきわめて一般の農業者に対する理解として受け取られていない。現実、受給者が三月末でわずか一萬六千人程度、せっかくつくったこれらの農業經營の面に一生懸命に携わつておられる農業者に対して、果たしてこの現状でいいのかどうか。これは基本的な問題であります。が、こうしたことに対する過去二回にわたつて改正時に附帯決議が行われてきてているわけであります。

そういうことに対する政府は積極的に検討を加えているのかどうか、このことに対する非常に疑問なんですね。それは、検討は加えているし、徐々によくなっているのだ、物価に応じて当然処置すべきものは処置をしたということなども回答の中で幾つか聞くわけございますが、こうしたことに対して、現状から見ましても、私どもが理解する面ではなはだお粗末の限りではないか、そういうふうに思います。その点について大臣なり関係者の御答弁をお願いしたいと思います。

○森整<sup>スミツキ</sup>政府委員 御指摘のようになに五十一年の制度改革に際しまして、当院の附帯決議がござります。今回の法律の改正もスライドの措置でございますが、これも附帯決議の一項目にされておりますが、今回提案をいたしました。

て、御審議をわざわざしておるということになります。

このほかに附帯決議の中で、後継者に対する使用収益権の設定にかかわります小作地保有制限の運用問題がございます。これにつきましては、農地法の施行規則を改正いたしまして、親子の間で使用収益権が設定されても、それは小作地の所有制限の例外とするということとして取り扱うことになりました。

次に、農業後継者に対します保険料の軽減措置の対象の要件の問題がございます。これにつきましては、一般的には經營耕地面積が都道府県別の平均面積以上ということになつておるわけでござりますけれども、特定後継者の指定する者、すなわち現在の経営者の経営規模要件につきましては、たとえば施設園芸ですか畜産のような集約的な農業をやっておる場合には、別にこの二作物に限るわけではございませんけれども、年間の労働時間が千五百時間以上であれば保険料軽減措置の対象となり得るということにしておるわけでございます。それから、後継者の指定者と言つておられますですが、それが農業者年金の被保険者となることにつきまして、五十二年の一月一日、すなわち施行日でございます。ことしの一月、年齢的な制約のために被保険者となり得ないという場合があるわけでございます。そういう場合については、後継者の指定者についてのこの要件は適用をしなさいということにいたしておるわけでございます。

それから、三番目に、都道府県なり市町村段階の業務体制の整備拡充をすべしということについてでございますが、先ほど島田委員に対します御答弁で御説明申し上げましたが、五十二年の予算では、業務委託費の額の引き上げを図ったわけでございまして、その結果、前年対比一一三・七%の予算額ということに相なつておるわけでございます。

そこで、恐らく先生御指摘の問題は、それ以外の問題ということに相なるわけでございますが、遣族年金、老齢者年金、そういう問題につきま

ては、いざれもこれは制度全般の根幹にかかる重要な問題でございまして、われわれもきわめて重要な問題であるという認識は持つておるわけでござりますが、いま直ちにお答えを出すには、もう少し時間をいただきたい。

そこで、今年の秋より、制度の研究会、そういうものを発足させまして、われわれも大いにその論議を尽くしまして、附帯決議に対します適切な処置をとつてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○長谷川國務大臣 ただいま局長から御答弁申し上げましたとおり、できる範囲内のものは、かなりといいますか、全部はできなかつたけれども、できるだけの努力を傾けてまいりまして、さらにまだ協議を重ねなければならぬ問題は、やはり制度の問題等々ありますので、これらの問題は、この秋の研究会で、さらにこの問題の終局を見るふうに考えておる次第でございます。

この点につきましては、今後秋に結論を出すと  
いうふうに考えておりませんで、秋から開催をいたすその研究会で、こういう制度的な基本的な問題にかかわります事項につきましては大いに議論をいたしまして、当院の附帯決議もございますし、そういう問題をどういうふうに扱つてまいるかということについて結論を出していただきました上でいろいろの措置しなければならない問題でござりますが、これらも全部結局保険料にはね返つてくる話でございます。やはりそういうものと今後農業の所得の中でどのくらいのそれが負担になつていくのかというようなことを見ながら、全体、総合的に考えて対応をしていくという必要があるうかというふうに考えておる次第でございま

す。  
それから、いろいろ時効にかかりまして加入したくとも受給に結びつかないというような問題がござります。これは現在いろいろ農協等の事務の手違い等、非常に制度が浅いのですから、そういうことがしばしば私どもの耳に入つてくるわけでござりますけれども、そういうわが方の系統の手違い等によります問題かどうかということは、いろいろケース・バイ・ケースに当たりまして、できるだけ教訓をしていく方針で運用をいたしております。特に制度発足の際に短期の特例の措置が講ぜられまして、本年度に時効とせつからくこうした制度ができるのに、年金加入資格を持ちながら何らかの理由でいまだに加入できない、きのうからしきりにその問題についてお問い合わせでござります。特例の措置が講ぜられますが、こどもが相当多数今年度発生をするといふわけでございますが、こちらの方の問題につきましては、未加入者を大いに奨励するという意味で今回相当徹底したPRをして、御加入を願うということで努力をしてみたいと思います。そういうふうに考えておるわけでござります。

それから最後の、そういう奨励をするにいたしましても、やはり農業団体が末端の実際の農業者年金の業務を扱つておる組織でござりますので、この点につきましては、もちろん出先として活動が相当活発に行われるような予算等所要の措置は確保し、かつ、今後も密接な連携をとりまして業務の遂行を図つてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○新盛委員 時間がございませんので急ぎます。  
厚生省お見えになつておられると思ひますが、年金制度の問題については社会保障制度審議会の方からの答申で、国民年金等の一部改正などの中で、年金スライドの問題あるいは各種年金制度におけるスライド並びに改定の実施時期がいまだにござりますが、これらも全部結局保険料にはね返つて、それが社会保険料負担、長期、短期いろいろござりますが、違いがあるわけですから、公的年金などと比べたらこれは問題があるじゃないかというのでは、最近では官民の格差の問題を含めてあるわけとして、農林漁業団体職員共済組合の千分の百八十九、あるいは地方公務員など共済組合は千分の百六十二・六、こういうような内容の差といふようなことなどもあって、社会保険制度全般から見て、将来はこの複雑な各種保険制度あるたとえばこの農業者年金の問題だつて、今日せつからくこうした制度ができるのに、年金加入資格を持ちながら何らかの理由でいまだに加入できない、きのうからしきりにその問題についてお問い合わせでござります。特例の措置が講ぜられますが、こどもが相当多数今年度発生をするといふわけでござります。特に制度発足の際に短期の特例の措置が講ぜられまして、本年度に時効とせつからくこうした制度ができるのに、年金加入資格を持ちながら何らかの理由でいまだに加入できない、きのうからしきりにその問題についてお問い合わせでござります。特例の措置が講ぜられますが、こどもが相当多数今年度発生をするといふわけでござります。  
たとえばこの農業者年金の問題だつて、今日せつからくこうした制度ができるのに、年金加入資格を持ちながら何らかの理由でいまだに加入できない、きのうからしきりにその問題についてお問い合わせでござります。特例の措置が講ぜられますが、こどもが相当多数今年度発生をするといふわけでござります。

○山本説明員 御質問の趣旨、一つは農業者年金制度のこれから発展の問題と、もう一つは、その他年金制度全体にわたつて、もろもろの不合理の是正なりあるいはわかりやすい制度への改善、そういうことであろうかと思いますので、お答え申し上げますが、全体の問題の方からまいります。こうした社会保険料負担、長期、短期いろいろござりますが、違いがあるので受給者が納得できないのではなかという指摘もされているわけであります。こうした社会保険料負担、長期、短期いろいろござりますが、違いがあるわけですから、公的年金などと比べたらこれは問題があるじゃないかといふようなことは、最近では官民の格差の問題を含めてあるわけとして、農林漁業団体職員共済組合の千分の百八十九、あるいは地方公務員など共済組合は千分の百六十二・六、こういうような内容の差といふようなことなどもあって、社会保険制度全般から見て、将来はこの複雑な各種保険制度あるたとえばこの農業者年金の問題だつて、今日せつからくこうした制度ができるのに、年金加入資格を持ちながら何らかの理由でいまだに加入できない、きのうからしきりにその問題についてお問い合わせでござります。特例の措置が講ぜられますが、こどもが相当多数今年度発生をするといふわけでござります。特に制度発足の際に短期の特例の措置が講ぜられまして、本年度に時効とせつからくこうした制度ができるのに、年金加入資格を持ちながら何らかの理由でいまだに加入できない、きのうからしきりにその問題についてお問い合わせでござります。特例の措置が講ぜられますが、こどもが相当多数今年度発生をするといふわけでござります。

○山本説明員 御質問の趣旨、一つは農業者年金制度のこれから発展の問題と、もう一つは、その他年金制度全体にわたつて、もろもろの不合理の是正なりあるいはわかりやすい制度への改善、そういうことであろうかと思いますので、お答え申し上げますが、全体の問題の方からまいります。こうした社会保険料負担、長期、短期いろいろござりますが、違いがあるので受給者が納得できないのではなかという指摘もされているわけであります。こうした社会保険料負担、長期、短期いろいろござりますが、違いがあるわけですから、公的年金などと比べたらこれは問題があるじゃないかといふようなことは、最近では官民の格差の問題を含めてあるわけとして、農林漁業団体職員共済組合の千分の百八十九、あるいは地方公務員など共済組合は千分の百六十二・六、こういうような内容の差といふようなことなどもあって、社会保険制度全般から見て、将来はこの複雑な各種保険制度あるたとえばこの農業者年金の問題だつて、今日せつからくこうした制度ができるのに、年金加入資格を持ちながら何らかの理由でいまだに加入できない、きのうからしきりにその問題についてお問い合わせでござります。特例の措置が講ぜられますが、こどもが相当多数今年度発生をするといふわけでござります。特に制度発足の際に短期の特例の措置が講ぜられまして、本年度に時効とせつからくこうした制度ができるのに、年金加入資格を持ちながら何らかの理由でいまだに加入できない、きのうからしきりにその問題についてお問い合わせでござります。特例の措置が講ぜられますが、こどもが相当多数今年度発生をするといふわけでござります。

○山本説明員 御質問の趣旨、一つは農業者年金制度のこれから発展の問題と、もう一つは、その他年金制度全体にわたつて、もろもろの不合理の是正なりあるいはわかりやすい制度への改善、そういうことであろうかと思いますので、お答え申し上げますが、全体の問題の方からまいります。こうした社会保険料負担、長期、短期いろいろござりますが、違いがあるので受給者が納得できないのではなかという指摘もされているわけであります。こうした社会保険料負担、長期、短期いろいろござりますが、違いがあるわけですから、公的年金などと比べたらこれは問題があるじゃないかといふようなことは、最近では官民の格差の問題を含めてあるわけとして、農林漁業団体職員共済組合の千分の百八十九、あるいは地方公務員など共済組合は千分の百六十二・六、こういうような内容の差といふようなことなどもあって、社会保険制度全般から見て、将来はこの複雑な各種保険制度あるたとえばこの農業者年金の問題だつて、今日せつからくこうした制度ができるのに、年金加入資格を持ちながら何らかの理由でいまだに加入できない、きのうからしきりにその問題についてお問い合わせでござります。特例の措置が講ぜられますが、こどもが相当多数今年度発生をするといふわけでござります。特に制度発足の際に短期の特例の措置が講ぜられまして、本年度に時効とせつからくこうした制度ができるのに、年金加入資格を持ちながら何らかの理由でいまだに加入できない、きのうからしきりにその問題についてお問い合わせでござります。特例の措置が講ぜられますが、こどもが相当多数今年度発生をするといふわけでござります。

思います。

○山本説明員 御質問の趣旨、一つは農業者年金制度のこれから発展の問題と、もう一つは、その他年金制度全体にわたつて、もろもろの不合理の是正なりあるいはわかりやすい制度への改善、

そういうところから、ときにそういう均衡を考え、あるいは法の厳密、適正な実施を期するといふ立場から、ややもしますと、法律の規定がわかれにくくなるとか理解されがたいという面も出てまいるわけでございます。これはでき得る範囲では制度をわかりやすく、単純明快なものにして、公的年金制度と呼んでおりますものが八つございまして、それ以外にまた、それに準ずる年金制度が幾つもあるわけでございます。中でもその八つの公的年金制度の間におきまして、給付の条件なり財政状況、掛金、保険料の負担の状況、そういうものの間にいろいろ差がございます。そういうものの中には、それぞれの制度が立脚しておられます状況、あるいは加入者の実情、そういうものから見まして、むしろ合理的と言える差もあるわけでございますけれども、やはりその中には是正すべき不合理、不平等というのもあるというのも、大方から多々御指摘いただいているところでございまして、厚生省としては、そのうち厚生年金保険、国民年金、船員保険といふ三つの制度を所管しているわけでございますが、他の所管官庁とも連絡をとりながら、いま申し上げましたようなもろもろの差といふものは、どこまでこれは必ずしも差であるのか、どこからは是正すべき問題であるのかというとの整理を進めまして、その上に立脚してこれらの年金制度の発展を考えています。また、このうち後継者を除けば、九十三万人しかいないんだ、制度を知らない人が二九%もいるんだといふように立場でございます。

七

将来に向かっては受けとめ、検討していかなければならぬ課題であらうかと考えております。

○新盛委員 ゼひひとつ、そうした総合的な問題も含めて御検討いただきたいと思います。

次に、農林漁業団体職員の共済組合の年金のあり方、これは五十二年二月三日、これまでの社会保障制度審議会から既裁定年金額の引き上げ、あるいは退職年金等の最低保障額の引き上げ、あるいはそれらに伴う財源措置、標準給与の下限、上限という形の中で答申が出されております。水産庁関係の、とりわけ漁業者団体の職員の給与条件が、農林、農協、そうした団体の職員と非常に差がある。そうした面について、今まで強い要望も出されておるわけですが、退職年金についても受給資格二十年として、年金額は退職時賃金の少なくとも二十年勤務したときに六〇%、勤続年数一年増すごとに一・五%の加算などの要求がある。これはもう一々申し上げませんが、すでに御存じだと思いますけれども、農林年金中央共闘会議に所属をする各農協あるいは漁協あるいは森林共済、その他の各組合からも出されておりまます。そういう中で、この漁業団体職員のことはきわめて低い条件にある。まず給与条件が悪い。こ

ういうようなことで、ちなみに五十年度末で見てみたのですが、平均標準給与に農協職員と言ふて農協の方に怒られるかもしれないけれども、少なくとも上限に達するようにならなければならないと

いう角度で申し上げるわけですが、三十四歳でもつて農協の職員は十一万二千六百七円、漁協の職員はこれは三十七歳で十万七千九百七十七円、こういふ給与条件の差がありますから、年金受給の実態の面からも当然そこには差が生まれてくる。この面に対して、本座席のこれらの年金の窓口といふのはどういうふうになっているのか。また、

そのことに対する改善を図らなければならぬ。たとえば年金財源の健全化のために給付費に対す

る国庫補助率の大幅引き上げの要求が出ているんですけれども、私ども日本社会党としては、百分の二十以上に引き上げて財源調整費の補助も増額

を図れ、こういう強い要望も出してありますし、最も含めて年金改善の問題についてどのようにお考

えになつてゐるのか、これは特に水産庁の関係か

らひとつお答えいただきたいと思います。

○森寅説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、確かに現実の給与水準を

見ましても現在の総合農協の職員と漁協の職員との間にはこの二、三年の間にかなりの格差が生じてきたことは、私否みがたいところだらうと思

います。基本的に申しますと、私ははつきり申し上げまして、漁業協同組合の経営条件が一般的に農協のそれに比べてはるかに脆弱であるといふことは否定できないところだらうと思っております。

その意味で、一つは、やはり非常に小型の漁協

が多い、経営規模の狭小な漁協が多い、この合併をどう進めていくかが一つの課題だらうと思いま

す。それからもう一つは、信用事業の部門がはるかに農協に比べて脆弱でございます。地域の住民の預金を集めしていくという意味では脆弱な点があ

ることは否定できません。それからさらに販賣売事業、特に販賣事業等でかなりリスクキーな面があ

るということも否定できない点であらうと思いま

す。

そういう意味で、私どもとしては組合の合併の問題、信用事業、特に預金の拡大という問題、そ

ういった点は積極的にバックアップしていきたい

と思つておりますし、さらに一番問題になります。それは年金の支給も開始されてい

ます。特に、経営移譲年金の支給も開始され

ます。それからもう一つは、年金受給の現在においては、加入者数が減少していくこと

予定していたのに対して、現実には五十二年三月未現在では百十六万四千人すぎないわけであります。特に、経営移譲年金の支給も開始され

ます。現在においては、加入者数が減少していくこと

予定されていましたが、この加入予定者数について、次の再計算時までに基本的に再

検討しておく必要があるのではないか、このよう

な予想されている現状であります。この加入予

定者数について、次回の再計算時までに基本的に再

検討しておこなう必要があります。この加入予

定者数について、次回の再計算時までに基本的に再

くせませんが、いずれにいたしましてもこれから受給の問題につきましては、一万六千の農林漁業団体職員共済組合法の活用についての農林年金の改善やあるいは賃金スライド制の確立など、社会保障制度審議会の方からも指摘を受けていることですから、そうしたことなどを十分に見直しておきましても、農林省当局において十分な検討を加えていただいて、これから政府関係の面におきましても、農林省局において十分な検討を加えていただいて、これから十分な検討を加えていただいて、これが見方によりますけれども、保険設計と大体似たり寄つたりというふうに、これはまだはつきりいたしませんけれども、一年とちょっと大きさいますから、という問題がございます。

この両方をみ合わせまして、五年ごとの財政の再計算をし、そこで全体の見直しを行なうということに相なるわけでございますが、この問題については非常に加入目標というのが重要な問題と大体似たり寄つたりというふうに、これはまだはつきりいたしませんけれども、一年とちょっと大きさいますから、という問題がございます。

私もお会いをいたしましていろいろ話し合いをしましたところによりますと、お金が当面ないので納めに思います。というのは、共済掛金等の問題でかなり不満がございまして、この年金も何か同じような種類のものではないかなというふうなと覚え方が、そういう農民の恩給であるというふうなことでなくして、掛け損になりはしないかというふうな不安感の方が先じやないかというふうに私は感じました。PRが、ただ言葉だけのPRではなくて、いままでの農民が受けってきたそういうふうな状態を、やはり総反省をしなければこのPRは徹底しないのではないか。きのうから局長が盛んにPRが足りないということを謙虚な立場で言われました。私は聞いておりまして、ただ、それだけでは農民に対する浸透にはならないのではないかというふうに思って、再度私はその点に触れて質問をしたいわけでございます。お答え願いたいと申します。

労者層というものが相当ふえておるわけでござります。その中で、われわれはやはり農業で今後生計を立てていく、そういう方々をあくまでも把握をして、そして後継者確保、あるいはそういう意味からもいろいろ年金制度を充実して普及をしていただきたいという考え方でございます。われわれはすべての農家について農業者年金への加入を期待をしておるわけではない。先ほど申し上げましたけれども、有資格者二百万人いるわけでございますから、そのうち百十三万人、あと九十万人をどうするか、こういうところをやさしく御指摘の問題につきまして私どもをざいまして、御指摘の理由はいろいろうらうかと思いますが、少なくとも知らないだけでこの機会を失したということのないよう、少なからぬようにわれわれは最大の努力をすべきではないだろうか、こういうふうに考えておる

ますと六割、農業専従者ということなりますと五割、そういうような相当なウエートを占めておることは御指摘のとおりでございます。その方々についての加入という問題につきましては、かねてからわれわれの内部でもいろいろ議論をしております。ただ、大きく分けまして、その議論を若干、余り時間も使いませんで申し上げますが、夫の方がむしろほかに勤め先があつて奥さんが実質農業経営主という兼業農業がある。その場合いろいろ擬制をして考えられないかということで検討いたしましたけれども、ともかく名義は夫にありますわけでござります。夫の土地が後継者に移譲をされた。したがつて、その場合に妻に移譲年金がいくようにするということは、他人の意思等にその理由を求めるということで制度的になじみがないというのが法制局の見解のようでございました。

それから夫婦ともにいろいろ勧いておる。普通は夫が資産を持つておる、農地を持つておるといふことは御指摘のとおりでございます。その方々についての加入という問題につきましては、かねてからわれわれの内部でもいろいろ議論をしております。ただ、大きく分けまして、その議論を若干、余り時間も使いませんで申し上げますが、夫の方がむしろほかに勤め先があつて奥さんが実質農業経営主という兼業農業がある。その場合にいろいろ擬制をして考えられないかということで検討いたしましたけれども、ともかく名義は夫にありますわけでござります。夫の土地が後継者に移譲をされた。したがつて、その場合に妻に移譲年金がいくようにするということは、他人の意思等にその理由を求めるということで制度的になじみがないのが法制局の見解のようでございました。

もう一つ、国民年金制度と農業者年金制度というものは不即不離といいますか、国民年金をもとにいたしまして、それに補完するものとして農業者年金制度が組み立てられておる。国民年金は夫婦でそれぞれ入るというものがたてまえになつてゐるわけです。こちらは經營主ということでどちらで、そこで六十五歳になつたら老齢年金と經營移譲年金、そういうもので厚生年金並み、こういうことでござりますから、そのところをどういうふうに調整をして調和をさせていくかというのが非常にむずかしい制度問題だというふうにわれわれは認識をしておるわけでございます。

さはさりながら、先生御指摘のように主婦の実際の農業に占める重要性と、また保険の問題から言いましても、やはり加入者層をふやすということとも一つの大きな課題であるということ等々いろいろ勘案いたしまして、今後研究会でいろいろ御議論を賜りたいというふうに考えておる次第でござります。

森(整)政府委員 せいかく農業者の年金の制度  
がありながら加入しない、それにつきまして、いま先生御指摘の問題について、農業共済の例を引かれましたけれども、確かにそういう面があるということは推測はできるわけでございます。しかし、私どもが未加入の理由をいろいろ調べた中では、ただいま保険料を納めることが困難であるためというは、全体で七%の数字になつておるわけでございます。また、年金が低いとかあるいは経営の移譲の条件が厳しいとか、これらを全部合わせまして、まあ保険料が高いというのでしょう、合わせまして一五%ということになつておるわけでございますから、そういうことよりも、先生御指摘があつたと思いますが、二九%の者は制度の内容を知らないということになつておるわけで、昨日来私がしばしば申し上げましたように、もう一つ、年金に入る必要がない、必要性を感じないという答えが二〇%ございます。これはいろいろ現在の農業の実態からいたしまして兼業農家といふのが非常にふえてきている。ある意味では

○吉浦委員 現在わが国の農家は、全体の六二%が第二種兼業農家で占めておるわけでありまして、これらの農家では、先ほども同じ質問がございましたが、主婦が農業生産の担い手となつておられるのが現状であります。また專業農家においても主婦が農業経営主として農業生産の上で重要な役割を果たしておるわけであります。こうした農家の主婦の農業生産に果たす役割の重要性から見て、その農業者年金への加入の道を開くべきではないか、そういうふうに思います。それによって農業者年金の加入者数がもつと増加するでしょうし、本制度が今後安定した形で運営されるにもなるわけであります。何回も同じことでござりますけれども、主婦の加入というものを明確にお考えかどうかを再度お尋ねをいたします。

○森整政府委員 かねがね主婦の加入問題についていろいろ御指摘がござります。ただいま先生御指摘のとおり、いま約七割弱の就農人口の中でおも、あるいは基幹的農業従事者とさうふうにと

うわけてござりますから、その場合は妻の方は農業に従事をして居る者ということに相ならざるを得ないわけでございます。そうすると、農業に從事している者を一体この農業者年金、いわゆる經營移譲の概念でどういうふうに仕組むか、こういう話になりますと、非常にむずかしい問題であるというのがいままで内部検討されておる中身でございます。

しかし、そういうことから今度逆に遺族年金で、せめて奥さんに夫が亡くなった場合に何かしてあげたらいいうのが遺族年金のそもそもの発想ではなかつたかといふうに思うわけでございますが、いざれにいたしましても、こういう問題につきましては、基本的には農業の実態が家族経営ということを中心としたものである。その中でたまたまいいか悪いかは別にいたしまして、從来から夫が大体権利者で地権者である。その地権の動きをもつて保険事故としておるわけでございますから、そこに一つの大きなギャップがあるのではないかどうか。

○吉浦委員 私とも公明党で国民福富言回としのべて、そのトータルプランの中に年金ミニマムという項目を設けまして、すでに局長もお読みくださつたと思いますけれども、その中でやはり改善案といふたしまして、いまの年金権が確保されていないという点を指摘しているわけであります。したがいまして、一家族を単位とした年金制度がよいのか、国民一人一人を単位とした年金制度がよいのかという提案をいたしておるわけでござります。

いまの局長の話でよくわかるわけでございますが、農家の場合にいま主たる役割りは主婦になつておられるわけでありますので、その面の最後の答弁等でございましたように、十分すそ野の広い、これから加入者数等も勘案をいたしまして、研究会等でぜひ中心的にお話を進めていただきたいことを要望いたしたいと思います。

続きまして、特定後継者の要件の緩和についてお尋ねをいたしたいと存ります。

さきの国会で審議した制度改革において、農業後継者の育成、確保の観点から、農業後継者の納

もう一つ、国民年金制度と農業者年金制度どちらの制度が不即不離といいますか、国民年金をもとにいたしまして、それに補完するものとして農業者年金制度が組み立てられておる。国民年金は夫婦でそれぞれ入るというのがたてまえになつておるわけです。こちらは經營主ということでとらえて、そこで六十五歳になつたら老齢年金と經營移譲年金、そういうもので厚生年金並み、こういうことでござりますから、そのところをどういうふうに調整をして調和をさせていくかというのが非常にむずかしい制度問題だというふうにわれわれは認識をしておるわけでございます。

さはさりながら、先生御指摘のように主婦の実際の農業に占める重要性と、また保険の問題から言いましても、やはり加入者層をふやすということとも一つの大きな課題であるということ等いろいろござつたまつて、いまの年金権が確保されていないといたします。それで、その中でやはり改善策などをして、いまの年金権が確実に保証されないといふ点を指摘しているわけであります。したがい、この点を指摘しているわけであります。したがい、いまの局長の話でよくわかるわけでございますが、農家の場合にいま主たる役割は主婦になつてしまして、一家庭を単位とした年金制度がよいのか、國民一人一人を単位とした年金制度がよいのかという提案をいたしておるわけでございます。

いまの局長の話でよくわかるわけでございますが、農家の場合にいま主たる役割は主婦になつてしまっているわけでありますので、その面の最後の答弁広い、これからの加入者数等も勘査をいたしまして、研究会等でぜひ中心的にお話を進めていただきたいことを要望いたしたいと思います。

続きまして、特定後継者の要件の緩和についてお尋ねをいたしたいと存ります。

さきの国会で審議した制度改正において、農業後継者の育成、確保の観点から、農業後継者の納

付する保険料について、割引制度、いわゆる学割制度が設けられたわけですが、この対象となる後継者の要件はどのように措置したのか、お尋ねをいたしたいと思います。特に、農業経営者、いわゆる後継者の親が加入していなければならぬこと、経営規模が小さい者の取り扱い等について議論がなされ、何らかの緩和措置を講ずべきであるとの附帯決議もなされたが、どういうふうになつたかをお尋ねいたしたいと思います。

○森(整)政府委員 御指摘の問題は、まず第一に経営規模の要件についてでございます。農業経営主の経営規模がおおむね県別の平均面積以上であることという前提がございますが、これにつきましては、施設園芸、畜産等集約的な農業経営の場合が多くあるわけでございまして、必ずしも経営耕地面積で限定するわけにはまいらない。そういう意味で、経営耕地面積が県別の平均面積を下回っておりますのも、年間の労働時間が千五百時間以上であれば保険料減額措置の対象となり得るということにいたすこととにいたした次第でございました。

それから第二の、親子、経営主と後継者両方の年金に同時に入っておらなければならぬといふことについてでございますけれども、農業の經營主が高齢のために年金の加入の資格がないというような場合にはこの要件は課さないということにいたしたわけでございます。こうしたことによりまして、附帯決議にござります緩和の措置を講じた次第でございます。

○吉浦委員 続いて農業者老齢年金についてお尋ねをいたしたいと思います。

農業者年金は農業経営の近代化と農地保有の合理化に寄与することを一つの目的としている制度であるのであります。経営移譲年金を中心におえ、それについては保険料納付時に国庫負担をしているということは理解できるわけであります。しかしながら、後継者がいないとか、譲るのに適当な第三者がいないとか、いろいろな事情で六十五歳までに経営移譲ができない者は老齢年金を受

の目的は農業者の老後の生活の安定と福祉向上に資することを目的として発足したものですので、その充実について考慮する必要があるわけです。農業者老齢年金は五十六年から給付されることになるのであるから、それまでには何らかの結論を得るよう検討を進めておくべきであると考えますが、この点はいかがでございましょうか。

○森(整)政府委員 御指摘のように、この年金制度というのは経営移譲を行った者に農業者の経営移譲年金が支給されるということになつておるわけでございまして、大体一応の目標といいますか設計では、六十歳から六十四歳までの間に移譲が行われて、受給する人が約四割という見込みを立てておるわけでございます。これはまだ緒に入つたばかりでござりますからどういう推移をたどるかわかりません。そうすると、その残りの方につきまして老齢年金という問題が出てくるわけでございます。そういうことでございますが、この老齢年金につきましては過去二回にわたりまして年金の引き上げが行われておりますが、同率でこの引き上げを行つてきているわけでございます。さらに、いまのもらえないという立場からいろいろこの引き上げ問題というのが議論をされておるわけですが、現実に支払いが行われるのは昭和五十六年からでございまして、まだ期間がござります。そこで、この引き上げ問題ということはしばしば御指摘を受けておるわけでございますので、ことしの秋のこの研究会においていろいろ御意見を賜り、これに対する措置を決めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○吉浦委員 制度の実施状況について、一般的なことになりますが、お尋ねをいたしたいと思います。

心である経営移譲年金の支給が開始されおりま  
すし、その受給者数は本年二月末現在で約一万三  
千に至っていると聞いております。そこで、この  
ような経営移譲年金の支給を通じ農業経営の若返  
り及び経営規模の拡大という本制度創設時の目標  
はどの程度実現したと考えられるか、さらにこの  
点について今後の見通しはどうようとお持ちかを  
お尋ねいたしたいと思います。

○森(整)政府委員 この制度設立の政策目標、ま  
あ農政上の目標と両方あるわけでござりますが、  
老後の生活安定と福祉の向上、もう一つは農政上  
の経営の担当者の確保、経営移譲の促進、経営規  
模の拡大ということの政策目標があつたわけでござ  
ります。

御承知のように、六年を経過して、経営移譲年  
金の支給が開始されたのが一年前ということでござ  
いまして、本年の三月末までに一万六千人の受  
給者が発生をしておるという現状でございます。  
このうちの約九割は後継者移譲ということに相  
なつておるわけでございまして、残りの第三者移  
譲が八%ということになっているわけでございま  
す。

こういう結果から見ますと、この一年の成果で  
政策効果というものすべてをここで見定めるわ  
けにはなかなかまいりませんけれども、確かに反  
省すべき点いたしましては、規模拡大、第三者  
移譲、こういう問題については、数から言います  
とそう大きなウエートを占めておらない、後継者  
移譲というのが相当な数に達しておる。これは經  
営者の若返りという観点から言えば確かに大きな  
効果でございますが、昨日も私申し上げましたた  
れども、また、たしか先生当委員会で御指摘ござ  
いましたけれども、農地の細分化の防止という觀  
点から見ますと、一つの大きな制度的な支えに  
なつておるというふうに私ども高く評価をいたし  
たいと思っておるわけでございます。もちろん、  
これは農地相統一括生前贈与の納稅猶予制度ある  
いは相続税の猶予制度、そういうものと相まって  
の話でございますけれども、そういう面では、確

かに私どもはこれは大いに評価をしている次第でございます。

そのほかに、やはり規模拡大という問題になりますと、これはやはりこの制度だけでどうこうといふわけにもなかなかましまらない。やはり、そういう環境なり雰囲気なり、そういうものが出来まいりませんと、その効果をすべて発揮するわけにはまいらぬわけであります。いずれにいたしましても、この一面だけでは私どもここでこれがどうのこうのと言うつもりはございません。しかし、經營の規模拡大という点は、農政上の基本的な課題でございます。他の制度の運用と相まって、またいろいろその他の助成策と相まって、できる限りの努力を、非常に厳しい道ではございますけれども、努力を傾注したいというふうに考えておる次第でございます。

○吉浦委員 時間の関係もございまして、農林年金の方についてお尋ねをいたしたいと思います。

きのう武田委員の方から質問をいたしましたが、いろいろ職員の方々の待遇の問題等についてお尋ねをして終わったようではございますので、その統計をお願いしたいと思いますが、職員の方々の待遇面の向上ということは、一日も早い実現が望まれているところであります。が、退職年金の受給資格を二十年というふうに定められておりますが、退職年金額は、二十年勤務の方で現在は退職時の賃金の四〇%ではないかと思いますが、これを六〇%まで引き上げる、勤務年数が一年増すごとに一・五%加算をして、最高九〇%までにしてほしいという要望がありますが、この点についてお答えを願いたいと思います。

○今村(宣)政府委員 退職年金の給付の率を四〇%といったしておりますのは、国公共済その他全体的な問題でございまして、私たちとしましても、その比率は高いことが望ましいわけでございますが、これを引き上げるということにつきましては、年金全体の横並びの問題がございます。したがいまして、これは全体的な問題として、検討をしていく必要があると考えておるわけでござい

ます。

なおまた、頭打ちといいますか、そういうふうなものをしてないように、あるいはまたその頭打ちの限度をもつと上げるようなどといふ問題がありますが、これはやはり全体的な年金の厚さといいますか、上の方と下の方の扱い全体の問題にかかわる問題でございますので、御指摘の点につきましては、私たちとしても、関係各省と十分連絡を取りつつ、年金全体の問題として検討をしてまいりたい、かように考えておる次第でござります。

○吉浦委員 続きまして、遺族年金について、先ほど御質問がございましたが、その実態から見まして、受給者にとっては、ただ一つの生計の支えになつてゐるわけであります。現在、この支給率は、退職年金の金額の五〇%とされておりまします。遺族年金受給者の生活実態等にかんがみれば、その支給率を退職年金額の七〇%程度に引き上げることが必要ではないかといふうに考へてございます。これは厚生大臣が、先日のテレビで「年金問題について考える」という放送のときにも、遺族年金についての七〇%程度は検討中であるというふうな話をされておりました。すべてがそうではないでしようが、そういう話をされておりましたところからも、私どもはこの遺族年金については十分考慮しなければならないと気が來てゐるというふうに思つております。トータルプランで出しました一人一人の年金権が確立すれば問題ではございませんが、こういうふうに農林諸団体にお勤めの方々の年金について、主人が亡くなつた場合に公共料金でも半分になると、あるいは電車も半分でいいとか、食べ物も半分で済むとか、着ているものも半分でもいいといふうなことにはならないわけでありまして、制度上五〇%といふうに今までの例がそくなつてからそうかもしませんが、現実生生活を見た場合に、やはり老後の問題はいまほど大事なときはないわけでありまして、そういう面の検討からしてこの五〇%の率をぜひ引き上げるよ

う、先ほど研究会が催されるということでありま

したが、そういう中において御検討をぜひしていただきたいし、またそれに対するお考えはどのようにあるか、お尋ねをいたしたいと思います。御金の支給率は、現在各年金制度を通じて退職年金額の五〇%になつておるわけでございますが、御

指摘のよう、遺族年金の内容の改善といいますか、そういうことは非常に必要なことであろうと思つております。その支給率を五〇%をどういうふうに上げられるか、また上げるべきかといふことについては、各年金制度共通の問題として検討してきておるところでございますが、その支給率そのものを上げるという問題と同時に、中身をやはり実質的に上げていくという方向が一つあるか

と存じます。

現在五一年度の法改正あるいは五十二年の度におきます措置におきましては、御存じのようないい處婦加算制度の創設なり、あるいは寡婦加算額のさらに引き上げ等の措置を講じてきておるわけでございまして、六十歳以上の者または遺族である子を有する寡婦についての絶対保障額をさらによく引き上げることにいたしておるわけでござります。

このように、十分とは言えませんけれども、内容の改善を図ることによってだんだんその支給率が実質的に上がっていくという方向が私としては非常に現実的な問題ではないかと思ひます。そういうふうな措置によりまして五十二年度の改善が行われますならば、大体実質で見まして支給額が六〇%になるような形に相なるわけでございまして、御指摘の遺族年金の支給内容の改善につきましては、今後とも十分留意して検討してまいりたい、かように考えておるわけでござります。

〔山崎(平)委員長代理退席、片岡委員長

代理着席〕

○吉浦委員 続いて貯金スライド制の確立についてであります。実施時期は一日も早くしてほし

いわけであります。改定の時期は、今年は四月に

なつたわけですが、大変適当な時期である

と私は思いますけれども、今後もこのような線を守つていけるものかどうか、先ほど質問があつたようでございますが、このことについて再度お尋ねをいたしたいと思います。

○今村(宣)政府委員 今年度は御存じのような経緯を踏まえまして、二ヵ月の繰り上げというとつておるところでございますが、その後年金の改善の実施時期につきましては、これは政府としての方針が決まっておるわけでございませんけれども、しかし農林省としましては、今回の二ヵ月繰り上げるという事実は歴然たる事実でござりますから、そういうことの措置を踏まえまして今後十分対処してまいりたい、かように考えておる次第でござります。

○吉浦委員 財源及び財政方式については、国庫負担が現在二〇%であるというふうに思いますが、これを三〇%に引き上げてほしいという要望が強いわけでございますが、この点についてお尋ねをいたしたいと思います。——なるべく早く答えていただきたいと思ひます。

○今村(宣)政府委員 国庫補助率を、厚生年金の場合は二〇%であり、農林年金の場合は一八%であるということから、せめて二〇%にしてもらいたいという要望は私たち十分承知をいたしております。しかし、これは私たちとしましても十分そういう点につきましては從来も努力をしてまいつたわけでございますが、やはり年金全体の均衡の問題といいますか、一番いいところばかりとった年金制度といふのはなかなかできがたいわけでござりますが、全体的な内容とのバランスの問題といふことが問題としてござりますが、しかし、そういう点につきましては今後ともさらに努力を重ねてまいりたい、かように考えております。

○吉浦委員 この年金については——大蔵省はお

見えになつております。課税されるわけでござりますね。年金については非課税でございます

か。——いらっしゃらない、じや結構です。ぜひとも私この年金は……

○今村(宣)政府委員 農林年金に対しまして都道府県の補助の導入を図るべきではないかといふ御質問でござりますが、私たちとしましても、国会についていかがでございましょう。

○今村(宣)政府委員 農林年金に対しまして都道府県の補助の措置についてぜひとも何らかの措置をしていただきたいといふうに思ひますが、この点についていかがでございましょう。

しかしながら、この問題は、一つは私学共済についての都道府県の補助は、私立学校が公立教育

の肩がわり的な役目を果たしていくことに着目しておられるということと、それから、これを除きますと地方公共団体と非常に関連の深い地方公務員共済を含めまして都道府県の補助が行われていない。それから第三番目には、都道府県の財政事情、こういうことが問題として挙げられておるわけでございまして、本件については現在まで遺憾ながら協議が整っていないわけございません。しかし、私たちとしましても、本件についてはなお今後、いろいろの事情がございましようが、そういう事情を十分考慮しながら検討、協議を続けてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○吉浦委員 最後に厚生省にお尋ねをいたしたいのですが、農林年金にいたしましても農業者年金にいたしましても、この制度が非常に複雑でござります。私ども「社会福祉トータルプラン」と発表いたしましたように、大きく分けますと、この制度が八つに分かれているわけでありまして、この制度がそれぞれの特徴なり沿革なり特殊性なり背景なりというものを持つて誕生したことは当然でございますが、これを何とかわかりやすく、しかも支給の方法も複雑でないよう一本化する方法、一本化できないまでもそれに近づけるような体系にしなければ、日本ほど年金の複雑な国はないかろうと思うのです。そういう面で厚生省はどういうふうに取り組まれ、これに對してお考えを持っていらっしゃるが、最後にお尋ねをして終わらたいと思います。

○山本説明員 御指摘のとおり、非常に複雑な現状があることは事実でございます。これをどこまで簡明、簡潔な制度にできるかということは大変むずかしい課題でございまして、私どもいまお答え申し上げ、あるいは成り行きを予測することができない状況にあるわけでございますが、現在、厚生大臣の私的な諮問機関といったしまして年金基本構想懇談会という場所で各界の先生方から御意見を伺っているところでございまして、私どもからは厚生大臣から、この秋までには暫定的にせよ

一つの意見の取りまとめをお願いしたいということを先生方に申し上げているところでございました。ましても、関係省庁とともに連絡をとりながら検討を重ねておるところでござりますので、そういう作業の中では、先生御指摘のような趣旨を十分踏まえまして検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○吉浦委員 以上で終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○片岡委員長代理 神田厚君。

○神田委員 私は、昨日に続きまして、農業者年金といわゆる農林年金、この二法の改正につきまして御質問を申し上げたいと思います。

最初に、まず農業者年金の方の問題でござりますが、昨日から各党の御質問に対する御答弁を聞いておりまして、一つ御質問申し上げたのであります。が、いわゆる経営移譲の九〇%が後継者になされている、こういうふうなお答えだったかと思うのですが、それで間違ひございませんでしょうか。

○森(整)政府委員 昨年一月からの受給者の実績が、九一・四%が後継者に対する移譲であります。

○神田委員 そうしますと、残りの約九%、これはどういうふうな形で移譲がなされているのか、あるいは農地として使われているのか、それとも全く関係のない第三者が取得しているのか、その辺のところはおわかりになりますか。

○森(整)政府委員 その残りの八%が第三者移譲で、残りが生産法人関係ということに相なつておられます。もちろん農地としての移動でござります。

○神田委員 大体わかりました。その点ちょっとお念を押しておきたいと思ったのですから……。

それでは、農林年金の問題につきまして御質問を申し上げたいというふうに思います。

昨日も御質問を申し上げましたが、いわゆる農林年金につきまして大変いろいろな疑問が出されてきているわけであります。まず、基本的な考え方方といたしまして、先ほどもほかの委員の方から御質問がございましたが、いわゆる自動スライド制を採用するつもりはないかどうか、こういう問題につきましてひとつ明確な御答弁をいただきましたいと思うのであります。

○今村(宣)政府委員 農林年金におきまして、厚生年金における物価自動スライド制というふうなことにならいました要するに賃金自動スライド制措置を導入するかどうかということにつきましては、基本的にスライドする場合の基準等につきましていろいろ検討を要する問題があると思います。したがいまして、今後とも共済制度共通の問題として関係各省とも協議しつつ検討いたしたいと思いますが、現実の制度は、国家公務員の給与アップが行われまして、それに伴つて国公共済の制度を改善しますときには当然私の方もそれにならって——ならってといいますか、それと同様の措置を講ずる法律改正をして措置を講ずるということでおさいますので、実質的には現在行っておることが自動スライド制と同様の効果を發揮しておるものだというふうに理解をいたしております。

○神田委員 次に、これももういろいろ御質問の中に出ておりますけれども、最低保障額の引き上げの問題につきまして、私どもはこの最低保障額の引き上げが非常に不十分である、こういうふうな基本的な立場に立つて申し上げているわけであります。特に、遺族年金などにおきましてはこれらのもう少しの引き上げというものを考えていただかなければならぬ。さらに、この問題はやはり新旧法の格差の問題とも密接な関係を持っておりますけれども、その点をどういうふうにお考えになつておりますか、御質問申し上げたいと思いまます。

○今村(宣)政府委員 年金額を算定するに当たりましては、その給付事由が発生した時点における

制度によるというのが年金の一つの原則でございまして、各共済制度とともにそのような取り扱いをいたしておりますわけでございますので、農林年金だけについてそのところを打ち破つて有利な扱いを図ることは、他の制度との横並びということから見てきわめて困難な問題であるというふうに理解をいたしておりますが、農林省としては農林年金の新法への切りかえが他の共済制度に比べてやおくれて行われたという事情にかんがみまして、既裁定の年金受給者に対する改善、いわゆる最低保障額の引き上げについて從来から非常に強く主張をしてきたわけですが、今後とも他制度との均衡に配慮しながら十分その増額について関係方面と協議、検討をいたしたいと思っております。

なお、遺族年金についてその最低保障額を引き上げるべきではないかといふことでございますが、私は遺族年金の内容の改善につきましては特にこれに力を入れる必要があると思います。

〔片岡委員長代理退席、山崎（平）委員長代理着席〕

また、現に寡婦加算でありますとかその加算額の増額等につきまして、五十一、五十二年度にわたりていろいろ改善措置を講じてきたわけでございまして、実質は五十二年度では大体五〇%から六〇%程度まで実質的に上がっていくというふうに考えておりますが、さらにその制度の改善につきましては今後とも努力をしてまいりたい、かよううに考えておる次第でござります。

○神田委員 一番おくれている。ほかの国家公務員共済制度、こういうものと比べますと、計算によりますと五年九カ月もおくれているというような状態になつております。こういう格差を早急に是正していくたゞく御努力をさらにお願いをいたしたいというふうに思うと同時に、旧法年金者に最低保障額適用者がほかの制度よりも非常に多く、こういうことからほかの年金の関係者からもこの点については是正を強く叫ばれているわけでありますけれども、横並びをしていくということである

ならば、この内容の問題につきましてはこの点の御検討はどういうふうになつておるのか、御質問申し上げたいと思います。

○今村(宣)政府委員 そのおくれておるということは、人數として見ますと私たちは大体千五百人程度と思つておりますが、しかしそれにしても從来の農業団体関係者の給与が低かったというふうな関係もありまして、御指摘のとおり割合としては多いようであります。最近の新発につきましてはそうではないのでございますが、旧法適用者の割合が多い、ということは確かでございます。したがいまして、そういう点も踏まえて今後さらに努力を重ねてまいりたいと思っておる次第でございま

す。

○神田委員 この問題につきましては、私どもは制度そのものがおくれているというふうな話をしているんでありますんで、結局制度を横並びにさせていくためには制度の内容の問題をもう少し充実させていかなければならぬだらうといふ話をしているわけであります。そういう点で、ひとつなお一層そういう意味での御努力と御検討をお願いいたしたいというふうに考えております。

さらに、職員の給与改善の問題も本委員会でも何度も何度も言われておる。そして、この農林漁業団体の職員の給与の実態につきましては昨日来からいろいろな御指摘があるようありますけれども、政府といたしましてこういう給与実態についてどういうふうな行政的な指導、調査をなされているのか、その点について御質問申し上げたいと思います。

○今村(宣)政府委員 農業団体職員の給与の実態

ますと、市町村の給与と比べまして約九・六%程度低いということに相なつておりますが、しかしそれは一つは勤務年数の関係があり、また一つは平均年齢の関係がございます。それから、臨時給与をどの程度と見るかという問題がございまして、それらを全体的に総合勘案して考えますと、

最近は両者の間にそれほど大きな格差はなくなつておるんではないかと思われるわけでござります。しかし、年金支給ということを考えますれば、その給与の改善ということは非常に重要でありますし、また農業団体にりっぱな人材を確保するという意味におきましてもこれは非常に重要なことであると思います。したがいまして、そういうふうなことにできるよう私たとては、農業団体全体の經營基盤といいますか、あるいはそういう環境づくりといいますか、そういう点につきましては、十分今後とも指導をしてまいりたいかように考へている次第でござります。

○神田委員 農林漁業共済に入っている職員が、ほかの共済などに加入している職員に比べて、勤務年数が平均的に見て非常に少ない。そういうふうな統計が出ておるようではありますけれども、局長としては、この原因というのはどういうところにあるというふうにお考へでございますか。

○今村(宣)政府委員 一つは、地方公務員と総合農協の給与比較をいたしてみましたときに、市町村職員の平均勤務年数が十二・七年であります。一方で、総合農協職員が九・四年であります。これは農業団体の給与比をいたしてみますと、どういうふうな結果になりますと、どうもそういう様子があらわれておるようでございまして、御指摘の点につきましては、私の方としても、さらに調査、検討を続けていきたいと思っておる次第でござります。

○神田委員 私は、こういう給与の問題、さらに年金の問題、いまいろいろ官民格差の問題などにつきましても論議が出てまいりましたけれど

も、そういうふうなものが職員のいわゆる在職期間を短くしている、こういうふうな考え方も一部にはできるのではないかと思うわけであります。

したがいまして、私たちは今後五十六年度の料率改定期を目指しまして、この間においてこの問題をどういうふうにするかということを十分検討をしてまいりたい、かように考へておるわけでございます。

○神田委員 やはり年金の財政問題に、そういう年金財政そのものが大変大きな問題を含んでいますことは、すでに農業者年金のときにも申し上げましたけれども、社会保障審議会では五十一年度の中で、農林年金財政の健全化の問題そのものにつきましても、非常に危惧を抱いた答申をしているわけであります。農林年金は、「その構造からみて財政基盤に問題があり、将来の財政について確たる見通しを立て、これに応ずる計画を策定することが必要である。」こういう明確な指摘を受けているわけでありますけれども、この点につきましては、どういうふうにお考へでございま

す。

○今村(宣)政府委員 現在の農林年金の不足責任準備金が、大体五十年度末で一兆五十一億円に相なっております。この原因は、一つは、毎年給付内容の制度の改善が行われる、それから第二は、毎年度にスライドする給与等のベースアップによる積立不足がある、第三には、在職期間の自然増加あるいは年金者数の自然増加、第四には、厚生年金期間を引き継いだことによる積立不足というようなものが大きな原因であるうと思います。これは御指摘のように、今後とも給付内容の改善を行つてきますれば、その積立不足は増加をしていくわけですが、積立責任準備金は過去いくわけですが、積立責任準備金は過去勤務債務で構成されておりますので、この元本を永久に凍結して、その利息相当部分のみを償却することが認められておるわけで、農林年金では、

すから、一兆五十一億円といいましても、そのものをどうこうするという問題では直ちにはないわけでございます。

したがいまして、私たちは今後五十六年度の料率改定期を目指しまして、この間においてこの問題をどういうふうにするかということを十分検討をしてまいりたい、かように考へておるわけでございます。

○神田委員 やはり年金の財政問題に、そういうことは非常に危ういというような危惧を抱かれていること 자체、大変な問題であります。したがいまして、そういうふうなことにつきましてこれの確固たる見通しを立て、さらにこれに対応できる措置を明確にしていかなければならぬだろうと、いうふうに考へるわけであります。すべてがこの秋の研究会において、十分に討議をするといふような話でございますけれども、そういうふうな財政問題についてどういうふうに今後これを運営していくのかというふうな問題につきまして、ひとつ十分な御検討をお願いいたしたいといふふうに考へておるわけであります。

さらに、たとえば現在行なわれておりますものにつきましても、いわゆる財源調整費補助、こういふものも私どもは地方公務員給与との格差是正とすることを考えていますれば、やはり給与費に對する現行の一・七七%というのをもう少し引き上げていかなければならぬのではないか、こういうふうに考へるわけがありますが、その点はいかがでございますか。

○今村(宣)政府委員 掛金補助とそれから調整費補助の問題につきましては、私たちとしましても毎年予算要求を行なつまして、最後までその努力を行なつておるところでございますが、問題は一番いたしておるところでございますが、問題は一番いいところばかりとった年金制度というのはなかなかできがたい。一番いいと言いますとおかしいのですが、掛金補助は厚生年金並みであり、さらにつきましては、それに調整費補助をつけ加えて、しかも五十五歳になれば年金がもらえて、そのもう年金の標準給与は退職する前の過去一年間の給与であ

るというやうな、両方いいところをとった制度と  
いうのは、これはなかなかむずかしい問題でございま  
す。しかし、私たちとしましては、そういう努力を  
惜しむものではございませんので、さらに努力を重ね  
重ねていきたい、かように考えておるのでござ  
います。

○神田委員 この財源の問題、大変大事な問題で  
ありますから、ひとつ十分そういう意味で、いわ  
ゆる格差を是正するということとも含めながら進め  
ていただきたいと思いますと同時に、私は一つこ  
こで問題になりますのは、全国農業協同組合中央  
会の行う相互扶助事業 これを繰り入れて財源を  
補てんしているというような形になつて、いるよう  
でありますけれども、この点はどうなんぞござい  
ますか。私は、そういうことも必要であると同時  
に、そういうことよりもむしろ國の方からきちんと  
とした形で、それくらいの金額ならば出して、いつ  
た方がいいんじゃないかというような感じもする  
わけであります。その辺のところの御見解をお  
聞かせいただきたいと思います。

○今村(宣)政府委員 御存じのとおり、全国農協  
中央会が行つております相互扶助事業は、一つは農  
業協等の団体職員の教育研修、福祉厚生に関する  
改善指導ということで、これに対する補助を一億  
五千万円行つているわけでございます。農林年金  
の業務運営の強化に関する育成事業といふことと  
で、これは二億円の事業を行つておるわけであり  
ますが、国は先ほど申し上げました教育研修等の  
事業について補助をいたしておる。それから中央  
会は、二億円を職員共済の方に金を出しておる  
ということをございまして、ちょっとこのたまえ  
としましては切り離した制度に相なつておるわけ  
でござります。これを国が直接出すというか、こ  
うになりますと、いまの補助金の出し方そのもの  
が問題になつてくるわけでございまして、これは  
現在のような制度によって実質的な効果を確保す

るということが必要なのではないか、かように考  
えておるわけでございます。

○神田委員 昨日からいろいろ御質疑を申し上げ  
ましたが、やはり私はこの農業者年金さらには農  
林年金、この二つの年金の基本的な問題点は、財  
政に対しまして確固たる確立されたものがない、財  
政基盤についての非常に大きな懸念が持たれて  
いる、あるいはそれが非常に弱い、こういうこと  
がこれらの運用そのものを非常に阻害していると  
いうふうに考えるわけでありまして、この財政基  
盤の確立ということを農業者、農林年金両方につ  
いて検討をしていただきたいというふうに要望い  
たしたいと思います。

最後に農林大臣から、この二法につきましての  
私の質疑について、今後の農業者年金、農林年金  
のあり方につきましてひとつ御答弁をいただきま  
して、質問を終わりたいというふうに考えており  
ます。

○長谷川国務大臣 昨日からいろいろなお話を引  
き継がれておるのでござりますけれども、何と  
いっても財政基盤というものを確立していかなければ  
なりません。したがって、やはり両面から御  
負担も願わなければならぬし、また私どもの方が  
らも出さなければならぬというようなことをやつ  
て、そして財政基盤の確立をやってまいりたい。  
これが早く行われていくようにしていかなければ  
ならぬだろう、こういうふうに思います。この点  
につきましては十分に検討を加えてまいりたいと  
思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○金子委員長 津川武一君。

○津川委員 農林大臣、きのうからきょうで十分  
議論を尽くされて、大臣も十分伺つて覚えておる  
と思いますが、やはり農林年金は公的年金制度の  
中でもほかの制度に比べてよくない。五十年末の  
比較で言うと、農林年金は平均六十五万八千円、  
厚生年金六十六万七千円、私学共済七十八万七千  
円、国家公務員共済百万五千円、こういう形に  
なっているわけです。これらよりも低い。この基  
礎になる標準給与で言うと、農林年金十一万二千

百六十七円、厚生年金十二万二千五百五十二円、私学共済十三万千八百九十五円、地方公務員十五万一千八百九十六円、こんなふうなかつこうになるわけです。最低保障額について、退職年金もらつても月額四万九千円、非稼働老人世帯で五万五千円というかつこうで、これもかなり低い。生活できない。そしてしかも今度は負担の方でいくと、年金料の組合員負担は農林年金千分の九十三、私学八十四、国家公務員八十八・五、地方公務員八十四、公共企業体八十六・五、厚生年金八十四・五。私はことさらに悪い数字ばかり挙げてみたわけです。これどうするかということはきのう來の議論であつたけれども、ここでやはり本當に農協だとかの職員が使命を果たし得るために援助をしなければならない。國がもつとお金を出すことも重要な要因だと思うのですが、そこいらに対しても大臣の所信をまず最初に伺わしていただきます。

きからの問題が制度的にもいろいろございまして、何とかおっしゃるような方向づけはしたいと  
いうことに努力をしていることだけは——私はい  
ま別に大臣でなくとも農林関係は持つておるもの  
ですから、努力はしておることだけは努力してお  
るのだけれどもその実がなかなか上がつてこない  
ということをございまして、まことに申しわけな  
いのだけれども、さらに努力を重ねますというこ  
とより申し上げられないで、御了解賜りたいと思  
います。

○津川委員 私たちもその点では政府に協力しま  
す。また農業団体の皆さんとも一緒にこれからも  
遠慮なしにおねだりや要求やお願ひに行きますか  
ら、ひとつ政府も覚悟を決めていただきたいと思  
うのです。

大分言い尽くしましたので、私はきょうひとつ  
自分の専門的な形で障害年金の中での精神障害年  
金をどうするかという問題を少し取り上げてみた  
いと思います。

一昨年もやつてみたのですが、ちょうど一昨年  
北海道で、農協の職員でしたが、畜産のえさが値  
上がりして農民が大変なことになって、農民の中  
に自殺者がが出たのです。困った農民たちが一生懸  
命にその農協の職員のところに対策を頼みに行つ  
た。おまえらのやり方が悪いからこうなったんだ  
と文句も言つた。何回かそういうやりとりをして  
いるうちに、とうとうノイローゼになつて、一生  
懸命やつている人だから自殺してしまつたわけで  
す。こういう障害が出ております。

今度質問するに当たつて私は青森県のある職  
場、四十数人の職場に行って実態を聞いてみまし  
た。その農協の職場だけは明らかにしませんが、  
三人ノイローゼになつて、その長がいるところでではお  
どおどして仕事ができない。それで一年間休ん  
だ。そしてまた職場の長の違う職場にやつても、  
同じ職場に帰されたらまただめになつちゃつたの  
です。こういう形で精神障害がこのごろかなり出



現在障害年金につきましては、厚生年金におきましては第一級、第二級、第三級と三段階に障害の等級を分けておりまして、その第二級が大体老年金の水準に合わせる。それから、いまおっしゃったような重度の障害の方、これはそれは二五%増しという障害年金を支給することといたしておるわけでございます。これが個々の障害者の方に、人によっては十分でない方もあるかと思いますけれども、年金制度としてどれだけ給付をするかと、いうのは、年金制度全体の問題といたしましてなお慎重に検討する必要があるものと考えております。

○津川委員 そこで、長谷川大臣、こういうことなんです。農林年金では〇・〇二以下の視力、これを全盲という項目を一つ設けて、それといまの常時の監視または介護という一つのランクを決め、それよりも一つ高いランクを設けるとともに少し救済されると思うのですよ。制度はある。検討していただきたい。これは大臣が本当に、先ほどの答弁もありますようにひとつ御研究なすつていただいて、どこからでもいいから、やはり閣議で提起をしていただく、こういうことをしていただかなければならぬと思うわけであります。こういうことを大臣におねだり、要求をしてもう一つ進めていきます。

そこで、厚生省の方の「厚生年金保険の廃疾認定要領」昭和四十年三月二十四日保險庁から通達が出ています。この中にも一級、二級、三級がある。この中で農林年金よりも一つ進んでいると思われるものがある。それは、一級の七は同じ。厚生年金には八、いうのがあって、「傷病がおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、且つ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、」――ここでは「高度の安静」という言葉が入つて、「厚生大臣が定めるもの」というのがある。こういう項目で道を開いていく道もあるわけなんです。私たちの農林年金にはこの七の次の八、いうのがない。こない

らは、厚生年金の方が先輩格であるから、ならうのなら簡単にならつていけるので、農林大臣の指定するものとして、やはりそこにまたランクを上げていく、もしくは給付の基準も改善していく道を走るわけでございます。これが個々の障害者の方、人によっては十分でない方もあるかと思いますけれども、年金制度としてどれだけ給付をするかと、いうのは、年金制度全体の問題としてなお慎重に検討する必要があるものと考えております。

○津川委員 ありましたか。私の読み違いなら、それはごめんなさい。一八はないよ。ぼくの持つてているのは古いのかな。じゃ、いいです。

そこで、次の問題ですが、一級の七と二級の十

四と三級の十三、三つあって、軽い精神障害での年金の、これは本人は困るのだけれども、三つあ

る中で一番軽いもの、精神又は神経系統に、労

働に著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制

限を加えることを必要とする程度の障害を残すも

の」これが給付の内容として軽いものです、症状としては軽くはないんだけれども。

この中にいま言つた農協の人、課長からがみが

み言われて、その課長の前にいると心臓が打つて

きて、ぱうっとなつて仕事ができない。一年休ん

だ。またその課長の職場に戻されたら、また同じ

になつた。こういう点でノイローゼ、心臓神経

症、これは非常に不安なんです。一日いつぱいタ

クタクタクタク打つて、汗かいて、こう

いうのはこの三級の十三に該当しますか。農林大

臣が定めるものの中に障害年金の給付の対象と

ありますか。

○永井説明員 そうすると、恒常的な、十数年にわ

たつておる心臓神経症で障害年金の対象としたこ

とありますか。

○津川委員 そういつたと、従来そういうふうなこと

であります。

○永井説明員 まことに承知しております

ませんが、従来そういうふうなことで委員にお詰

りしたというケースは、ちょっとまだ聞いておりません。

○津川委員 実態をつかまびらかに承知しておりませんが、従来そういうふうなことで委員にお詰りしたというケースは、ちょっとまだ聞いておりません。

○津川委員 まことに承知しております

ませんが、従来そういうふうなことで委員にお詰

りしたというケースは、ちょっとまだ聞いておりません。

くと三割。おとし私はノルウェーと北ヨーロッパの精神病院へ行ってみた。そこで四割なんだ。日本は七割五分なんだ。いま学界は、精神分裂病とノイローゼの固定したものはどれがどれかわからぬで、中間地帯がうんと出てきた。したがつて、この通達は四十年、速やかに中央精神衛生審議会にかけて、再検討してみる状態が必要となってきた。四十年の通達だから、これは三月に出しているから、決めたのは恐らく三十九年ころだろう。もつと前かもわからぬ。こんな非科学的、おくれたもので事を処しているので、一応これは中央精神衛生審議会にかけてみる必要があると思うのですが、いかがでござりますか。

○黒木説明員 廃疾の認定の運用につきましては、このたび法律改正がございまして、一年半で認定をするというような改善措置が行われたわけですが、さすけれども、それに伴いまして、私どもはいま先生お持ちのわが方で定めております認定基準要領というものを全面的に見直しをやっておるわけでございます。その際に、神経症あるいは精神病についても検討を加えておるわけでござりますけれども、なかなか医学的にむずかしい、学説等も多々あるというふうに聞いておりますので、なかなか難航いたしておりますところでござりますけれども、先生方の御意見を聞いて適切な医学の進歩あるいは現在の学説にマッチしたものを見つめたいというふうに考え、検討をしているところでございます。

○津川委員 その次に、業務上の問題。業務上で出た場合の障害年金と業務外では給付にどのぐらいの差が出てまいりますか。

○永井説明員 一般的な場合に、障害年金はそのときの平均標準給与に対する比率でもって支給をしておりますが、業務上の廃疾と職務外の廃疾はその割合が異なつておりますので、これはまた等級によって異なりますが、大体平均標準給与の二〇%ないし三〇%の差が生じております。

○津川委員 そこで、このくらいの差が出てくるのだが。

そこで、業務上の精神障害、これは農林年金にどのぐらいございましたか、業務上の精神障害で障害年金を給付された人は。

○永井説明員 障害年金全体の中で、業務上のものが五・八%という状態でございまして、精神関係の障害という内訳がございませんので、ちょっと判定が困難でございます。

○津川委員 これはきょうでなくてもいいから、この国会があるうちに一度調べられて委員会に出してくれませんか、いいですね。

○今村(宣)政府委員 調べまして、提出をいたします。

○津川委員 そこで、業務上というのは、農林年金ではだれが判定いたしますか。

○永井説明員 請求がありましたときに、農林年金理事長が判定をいたすということになっております。

○津川委員 そこで、業務上として判定するときの基準、頼る項目、法律的な基準ですね、労働基準法だと思うのだけれども、労働基準法の施行規則の三十五条、業務上の疾病的範囲として、一つには負傷したもの、二つには、重激なる業務による筋肉、腱、関節の痛みだとか、三十八項目決まっております。この中に精神障害、そういう職場や業務上の精神的な圧力、精神的な苦悩によつたものを判定する基準がかかるってよろしいのじやないかと思うのです。三十七では「前各号の外中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病」、三十八では「その他業務に起因することの明かな疾病」こうあって、これでやっているのだろうと思うのですが、やはり人材院でも調べているとおり、國家公務員の中に約十人に一人出てくるとすれば、この労働基準法の規則の三十八、この中に精神障害の範囲を決める一項目があつた方がさらにさらに精神障害者を守る前進面が出ていくと思うのですが、この点、労働省はいかがでござりますか。

○薄刃説明員 お答えいたします。

て、二十二年の九月から施行になつております。それ以来、この三十五条につきましては内容的な改正がなされておりません。したがいまして、御指摘の精神疾患に関する業務上の取り扱いは、労災保険では、現在、御指摘の三十八号で取り扱っております。

なお、いま申し上げましたように、二十二年以來、内容的に改正をいたしておりませんので、現在これが改定につきまして内部で検討中でござります。

○津川委員 質問は、少し時間が早くなつたからこれで終りますが、大臣、聞かれたとおり、どこの大臣をやつてもいいから國務大臣として、やはり働く人たちの精神衛生面に一はだ脱いでいただければと思って、それを要請して、質問を終わります。

○金子委員長 これにて、両案に対する質疑は終了いたしました。

---

○金子委員長 これより討論に入るのですりますが、別に討論の申し出もありませんので、順次採決いたします。

まず、農業者年金基金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金子委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○金子委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○金子委員長 この際、両案に對し、自由民主党、日本社会党、公明党・国民會議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブを代表して、たゞいま議決されました農業者年金基金法の一部を改正する法律案並びに昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対するそれぞれの附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、両附帯決議案の案文を朗読いたします。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本年金制度の健全な運営に資するため、年金未加入者に対する加入促進につき、制度改善を含めた諸般の措置を講ずるとともに、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 農業者老齢年金については、やむを得ず六十五歳までに經營移譲ができない者の立場等を考慮し、年金支給が開始されるまでに、速やかにその引上げを図ること。

二 保険料については、農家負担能力の実情等にかんがみ、その輕減を図るとともに、国庫助成については、本年金の政策年金としての性格にかんがみ、その引上げを図るよう努めること。

三 最近における農業就業の動向にかんがみ、農業に專業的に從事する婦人等に対し、年金への加入の途を開くとともに、農業の家族經營としての一体性、保険料の掛け捨て防止等の觀点から、遺族年金等の創設を図るよう努めること。

の経営移譲を円滑に行えるよう税制等について一層の改善を図るよう努めること。

右決議する。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に

政府は、本制度の健全な発展を図るため、左記事項について検討を加え、その実現に努力すべきである。

記

一、年金財政の健全化のため、給付費に対する国庫補助率を百分の二十以上に引き上げるとともに財源調整費補助の増額を図ること。

二、退職年金等の最低保障額については、その給付水準の引き上げを図ること。特に、遺族年金については早急に改善を図ること。

三、既裁定年金の改定については、公務員給与の引き上げに対応した自動スライド制の導入を検討すること。

四、農林漁業団体職員の給与等その待遇改善が図られるよう配意すること。

右決議する。

以上の両附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通して各位の十分御承知のところと想いしますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全委員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○金子委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に対し、別に御発言もありませんので、直ちに採決いたします。

両案に対し、美濃政市君外五名提出の動議のとく、それぞれの附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金子委員長 起立総員。よって、両案に對してそれぞれの附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。長谷川農林大臣臨時代理。

○長谷川國務大臣 ただいま御審議をいただきましての附帯決議については、その御趣旨を体しまして十分に対処してまいりました」と存じます。(拍手)

○金子委員長 なお、両案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○金子委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○金子委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○金子委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり